

国民
年金春は異動の季節
届け出を確実に保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158
三次社会保険事務所 ☎0824-62-3107

就職・転勤・進学など、春は生活パターンの変化が多い季節です。

引越しや各種手続きなどで、慌ただしくなりがちですが、うつかり忘れて住所変更（転居）届けなどをしなければ、納付書や現況届などが届かなくなります。必要な手続きや納付ができないと、知らないうちに未納期間ができたり、受給している年金が一時停止したりする場合もあります。

住所などが変わる方は、忘れずに保健医療課または各支所で変更届けをしましょう。

「ねんきん特別便」は届きましたか？

すべての年金受給者と加入者へ送られている「ねんきん特別便」が、まだお手元に届いていないときは、住所や氏名の変更を届け出していないなどの理由が考えられます。

現在登録されている住所、氏名を照会して必要な手続きなどのご案内をします。ねんきん特別便専用ダイヤル、または三次社会保険事務所までお問い合わせください。

「ねんきん特別便」を受け取る

「ねんきん特別便」を受け取るのと、年金加入記録の記載を十分に確認した上で、「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も必ずご

回答をお願いします。

なお、「ねんきん特別便」を紛失した方は、電話で申し込むと加入履歴など必要な書類が改めて送られます。

※「ねんきん特別便」など年金に関するお問い合わせをされる際は、年金手帳など、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

お問い合わせ

「ねんきん特別便専用ダイヤル」

☎0570-0581555

「三次社会保険事務所」

☎0824-6213107

学生納付特例をご存知ですか？

20歳以上で国民年金に加入する大学や専門学校、高校などの学生は、学生納付特例を受けることができます。

学生納付特例とは、学生期間中で国民年金の保険料の納付が難しいときに、申請をすることで保険料納付が猶予され、10年後までの間に収めることができるという特例制度です。（学生である本人に一定以上の所得がある場合、学生納付が受けられないこともあります。）

保険料を未納のままにしておく、将来の老齢基礎年金がもらえなくなったり、万一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れ

なくなったりすることもあります。保険料は未納のままにせず、納付が困難なときは申請して猶予を受けようにしましょう。

その他の免除・猶予制度

学生納付特例のほかにも、保険料の納付を免除・猶予する制度があります。これらの制度をうまく利用して、未納をなくしていくことが大切です。納付が難しいときは、保健医療課または各支所市民生活室までご相談ください。

☆若年者納付猶予

30歳未満の国民年金の被保険者であつて、本人とその配偶者の所得が一定以内であれば、納付が猶予され10年後までの間に収めることができる制度です。

☆各種申請免除

申請を行い、本人と配偶者、世帯主の所得が一定以内であれば、保険料の納付を免除することができます。申請免除は多段階の制度になっており、所得に応じて全額・4分の3・半額・4分の1の保険料の支払いが免除されます。免除していた期間でも過去10年以内であれば追って納めることができ、満額の老齢基礎年金に近づけることができます。